



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 公共測量の実施の通知（農地農村整備課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 1
- 公共測量の実施の通知・2件（道路管理課） ..... 1
- 屋外広告物講習会の開催（都市計画・モノレール課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可（都市公園課） ..... 2

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） ..... 2

### 公安委員会事項

- 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定 ..... 3

## 告 示

### 沖縄県告示第367号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮古島市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市（後前竹地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年9月4日から令和8年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

### 沖縄県告示第368号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和3年沖縄県告示第439号で同意の認定をした具志川加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県告示第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字宮平
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年9月3日から同年11月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第370号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施する期間 令和7年8月7日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第371号**

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）第37条第1項の規定により、講習会を次のとおり実施する。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日時 令和7年11月20日（木曜日）午前10時から午後3時30分まで
  - (2) 場所 沖縄県南部合同庁舎5階会議室
- 2 講習手数料 手数料2,000円は、沖縄県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。
- 3 受講申込手続 令和7年10月17日（金曜日）までに沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課又は各土木事務所に備付けの受講申込書により申し込むこと。
- 4 その他 詳細については、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課（電話098-866-2408）へ問い合わせること。

**沖縄県告示第372号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成26年沖縄県告示第274号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 那覇市・南風原町環境施設組合
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・南5号環境の杜ふれあい公園
- 3 事業施行期間 平成26年4月22日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和7年9月16日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年7月12日 沖縄県指令土第560号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平久場増原297番3

- 3 公共施設 なし  
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字喜屋武5番地1モダンアヴェニューE. K101 小波津大和  
 5 検査済証番号 令和7年8月29日 第5013号  
 6 工事完了年月日 令和7年8月18日

## 公安委員会事項

### 沖縄県公安委員会告示第166号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

令和7年9月16日

沖縄県公安委員会

#### 1 検定の種別、級、定員、実施期日及び場所

種別	級	定員	実施期日	場所
空港保安警備業務	1級	10人	令和8年1月15日（木曜日） 午前10時から午後5時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

#### 3 試験科目

##### (1) 1級の検定に係る科目

###### ア 学科試験科目

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 乗客等の接遇に関すること。
- (ニ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。
- (ホ) 空港に関すること。
- (ヘ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験科目

- (イ) 乗客等の接遇に関すること。
- (ロ) 手荷物等検査に関すること。
- (ハ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
- (ニ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

##### (2) 2級の検定に係る科目

###### ア 学科試験科目

- (イ) 警備業務に関する基本的な事項
- (ロ) 法令に関すること。
- (ハ) 乗客等の接遇に関すること。
- (ニ) 手荷物等検査に関すること。
- (ホ) 空港に関すること。
- (ヘ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

###### イ 実技試験科目

- (f) 乗客等の接遇に関すること。
- (g) 手荷物等検査に関すること。
- (h) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
  - ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
  - イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
- (2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

- (1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、令和7年10月14日（火曜日）から同月17日（金曜日）までのそれぞれの日の午前8時30分から午後4時までとする。ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。
- (2) 申請に必要な書類
  - ア 検定申請書
  - イ 添付書類
    - (f) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面
    - (g) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
    - (h) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面
- (3) 提出先
  - ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
  - イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は、受け付けない。
- (5) 検定手数料 手数料16,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。なお、既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定の当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部1階で、受付を終えること。
- (2) 検定の当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定の当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話番号098-862-0110（内線3032又は3033）又は沖縄県内の警察署の生活安全課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1
---	---